



市章

# 大津市公報

令和元年5月17日  
号外(第2号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 大津市議会議長告示

- 1 大津市議会委員会規程の一部改正..... 1

## 大津市議会議長告示

### 大津市議会議長告示第1号

大津市議会委員会規程(平成26年議会議長告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月17日

大津市議会議長 近藤 眞 弘

第23条中「予算常任委員会及び決算常任委員会(以下「予算常任委員会等」という。)」を「予算決算常任委員会」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表(第23条関係)

分科会の設置等	<p>予算決算常任委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、それぞれ当該各号に定める部局に関連する事項を担当させる。</p> <p>総務分科会 総務常任委員会が所管する部局          教育厚生分科会 教育厚生常任委員会が所管する部局          生活産業分科会 生活産業常任委員会が所管する部局          施設分科会 施設常任委員会が所管する部局</p>
分科会の委員	<p>予算決算常任委員会の委員は、その所属する条例第2条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会(以下「所管別常任委員会」という。)に対応する分科会にそれぞれ所属する。</p>
分科会の運営等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案(以下「付託議案」という。)のうち、その担当に属する部分を分担して審査し、又は調査する。</li> <li>2 分科会に会長及び副会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する所管別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</li> <li>3 会長は、会務を総理し、分科会の会議を主宰する。</li> <li>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</li> <li>5 分科会は、会長が招集する。</li> <li>6 分科会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。</li> <li>7 分科会は、委員会室において開催する。</li> <li>8 分科会は、これを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。</li> <li>9 前各項に定めるもののほか、分科会の運営等について必要な事項は、条例の規定を準用する。</li> </ol>
議会運営委員会における協議	<p>予算決算常任委員会に関する次に掲げる事項は、議会運営委員会において協議する。</p> <p>審査又は調査の日程に関する事項          付託議案の取扱いに関する事項          質疑、討論及び採決の方法に関する事項          前3号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会及び分科会の運営に関し必要な事項</p>
関連議案等の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算決算常任委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げるとおりとする。              予算又は決算と関連し、かつ、複数の所管別常任委員会に関連するもの              基金の設置等予算の根幹に関わるもの              手数料条例等歳入予算を伴うもの</li> <li>2 予算決算常任委員会においては、原則として請願の審査を行わない。</li> </ol>

調査・審査の方法等	<p>1 付託議案の審査は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後、予算決算常任委員会前期全体会（以下「前期全体会」という。）を開会し、分科会における審査を経て、予算決算常任委員会後期全体会（以下「後期全体会」という。）において討論及び採決を行う。</p> <p>2 それぞれの審査は、次に掲げる方法により行う。ただし、付託議案の内容に応じて、議会運営委員会の協議によりその方法を変更することができる。</p> <p>前期全体会においては、提案説明及び質疑を行うことなく付託議案をその担当する分科会に送付する。ただし、決算議案においては、監査報告等の説明を求め、当該説明に係る質疑を行うことができる。</p> <p>前号の質疑は、自席において、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>委員長は、第1号本文の規定にかかわらず、付託議案をその担当する分科会に書面にて送付することができる。この場合において、前期全体会は、その書面の送付をもって開会したものとみなす。</p> <p>分科会における審査は、次の方法により質疑のみを行う。</p> <p>ア 予算議案及び決算議案の審査は、いずれも執行部からの説明を受け、一般会計予算については各部局別に、特別・企業会計予算については各会計ごとに行う。</p> <p>イ 予算議案及び決算議案を担当する場合は、先に予算議案を審査し、次に決算議案を審査する。</p> <p>ウ 新年度予算議案及び補正予算議案を担当する場合は、先に新年度予算議案を審査し、次に補正予算議案を審査する。</p> <p>エ 予算関連議案は、補正予算議案と合わせて審査する。ただし、補正予算議案の付託のない場合、当該関連議案が新年度予算議案に係る場合等は、この限りでない。</p> <p>オ 質疑は、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>カ 分科会においては、第1号に規定する監査報告等に係る質疑を行わない。</p> <p>キ 分科会は、原則として全ての分科会を同日に開催する。ただし、新年度予算議案及び決算議案の審査については、この限りでない。</p> <p>後期全体会においては、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。</p> <p>ア 予算議案及び決算議案が付託議案であるときは、先に予算議案を審査し、次に決算議案を審査する。</p> <p>イ 新年度予算議案及び補正予算議案が付託議案である場合は、先に新年度予算議案を審査し、次に補正予算議案を審査する。</p> <p>ウ 予算関連議案は、補正予算議案と合わせて審査する。ただし、補正予算議案の付託のない場合、当該関連議案が新年度予算議案に係る場合等は、この限りでない。</p> <p>エ 予算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、新年度予算議案を一括して、自席において行うものとし、補正予算議案に係る討論についても同様とする。</p> <p>オ 決算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して、自席において行う。</p> <p>カ 採決は、全て起立により行う。ただし、委員長が必要があると認めるときは、起立に代えて電子採決システムにより採決を行うことができる。</p> <p>キ 委員長は、必要があると認めるときは、議案を一括して採決することができる。</p> <p>ク 修正案が提出された場合における修正案の提案説明及び当該修正案に係る質疑は、委員長が指定する場所において行う。</p> <p>3 新年度予算議案については、第1項の規定にかかわらず、本会議の前にあらかじめ予算決算常任委員会を開催し、執行部から概要説明を求めることができる。</p> <p>4 前期全体会及び後期全体会は、議場において開催する。</p>
委員長報告	<p>予算決算常任委員会の委員長報告は、所管別常任委員会の委員長報告と同様に、表決結果のみを報告する。</p>
会議の記録	<p>会長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議の記録を作成させなければならない。</p>

### 附 則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。